

国際教育研究拠点の整備について

令和2年12月18日
復興推進会議決定

1. 国際教育研究拠点設置の趣旨

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）では、福島イノベーション・コースト構想において、研究開発拠点の整備を通じた新産業の創出や産業の国際競争力強化、人材育成等を行うことを規定している。

これまでに、福島ロボットテストフィールド等の整備を含めた主要プロジェクトの具体化に加え、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に向けた取組を政府一体となって推進してきた。

これをさらに発展させて、原子力災害によって甚大な被害に見舞われた福島浜通り地域等の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードしていくため、国内外の英知を結集して、福島の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成を行い、発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を世界に発信・共有するとともに、そこから得られる知を基に、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点（以下「新拠点」という。）を新設する。

2. 新拠点の機能

新拠点は、既に立地している研究施設等（以下「既存施設」という。）との一体的な運用を図りながら、自ら以下の研究開発機能と人材育成機能を有するものとする。

（1）研究開発機能

廃炉の着実な推進、環境の回復・創造、新産業の創出等の福島の創造的復興に不可欠な研究を行い、そこから得られる知を基に、イノベーションの創出につながる研究を実施する。基礎研究も対象としつつ、これまでの既存施設による分野縦割りの研究では解決が困難であった福島浜通り地域等の課題に対して、新たに、技術・手法等を学際的に融合させて取り組み、産学官一体の取組を通じて研究成果の社会実装・産業化を実現することにより、産業構造・社会システムの転換につなげる。

新拠点が取り組むべき主な研究分野は、①ロボット分野、②農林水産業分野、③エネルギー分野、④放射線科学分野、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信を想定し、政府全体の科学技術・イノベーション政策との整合等を図りつつ、今後、更に具体化を図る（想定される研究内容の例は、別紙のとおり）。

(2) 人材育成機能

- ・多数の大学との連携を基に、連携大学院制度等の活用により大学院生等に対する人材育成を推進する。
- ・小中高校生等を対象とする高等教育につながる連続的な人材育成体制を構築する。
- ・地元企業の人材育成にもつながる共同研究等を推進する。
- ・他の研究機関と連携して、当該機関が有する世界最先端の人材を活用し、研究開発・実証を担う人材の集積と育成を図る。

3. 新拠点の組織形態等

以下の条件を満たす組織とする観点から、国が責任を持って新法人を設置することとし、その形態として国立研究開発法人を軸に検討する。

- ・原子力災害及び東日本大震災からの復興を目的とし、上記2（1）の多様な研究内容に対応できる総合的な組織体制の確保
- ・各省庁の縦割りを超えた研究開発の一元的実施
- ・世界的な実績のある研究人材を招へいできる研究環境の確保

上記の検討において、復興庁を中心に、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等の関係省庁が参画する体制の下で、新拠点の研究内容等を具体化した上で、その最適な実施体制を念頭に、以下の方針に沿って既存施設との整理等を行い、令和3年秋までに新法人の形態を決定する。

- ・既存施設について、聖域を設けず検討し、新拠点と既存施設との研究内容等の整理を踏まえ、既存施設との相乗効果を求めるとともに、可能な限り統合を目指すこと
- ・統合しない既存施設に対する調整・指示等の司令塔機能のあり方を定めること
- ・大学、地元自治体、民間企業等との連携を促進する仕組みを定めること
- ・新拠点の予算・人員等の面において長期かつ安定的な運営のあり方を検討すること

4. 研究環境の整備、地域との連携等

福島ロボットテストフィールド等の実証フィールドを最大限活用して効果的な研究を推進するとともに、企業による多様な実証の取組を支援し、産業集積に繋げる。また、必要に応じて、他の地域ではできない実証を可能とするための規制の特例措置の整備を推進する。

研究・実証データの蓄積など、データ重視の研究を推進するための環境整備に加えて、デジタルトランスフォーメーションに対応した体制を構築する。また、将来性ある若手や女性研究者が活躍しやすい魅力ある研究環境の整備や、将来のキャリアパスに有利な人材育成体制の構築等を推進する。

産業界や関係する民間企業等から積極的な投資を促進する。また、地元企業や地方公共団体等の多様な機関と密接に連携するための組織や枠組みを構築する。あわせて、国内外の大学、研究機関、企業等の人材を集積するため、

新拠点に係るまちづくり及びそれと連動した研究環境の整備を推進する。

5. 新拠点の立地

既存施設との連携、生活環境、交通アクセスや、参加する大学・企業等の意向等を踏まえるとともに、地元自治体の意見を尊重して、避難指示が出ていた地域への立地を基本として選定する。

6. 今後の工程

令和3年度に、新拠点に関する基本構想を策定する。

(別紙) 想定される研究内容の例

①ロボット分野

- ・廃炉の現場にとどまらず様々な過酷環境下（宇宙、深海等）や労働力不足の状況にある現場等への展開が考えられる遠隔操作ロボットや、災害ロボット等の開発、実証、データ集積に関する研究
- ・福島ロボットテストフィールドの実証環境を生かした、ドローン等の安全性基準や運用システムの標準化等に関する研究 等

②農林水産業分野

- ・農地の集積・大区画化を図る政策方針に合わせ、従来にはない様々な条件の実証環境における新拠点のロボット技術等を活用した大規模土地利用型スマート農業や、風評克服のためのフードチェーン全体の ICT 化等に関する実証研究
- ・環境回復とバイオ製品等の原料生産を同時に可能とする作物の栽培・加工、バイオ製品生産技術等に関する研究 等

③エネルギー分野

- ・カーボンニュートラルの実現につながり、新たなまちづくりやエネルギーシステムの核となる水素利用技術や蓄電池（バッテリー）のリサイクルを含む革新技術の社会実装に向けた研究
- ・環境回復とバイオ製品等の原料生産を同時に可能とする作物の栽培・加工、バイオ製品生産技術等に関する研究（再掲） 等

④放射線科学分野

- ・放射性物質分析技術を生かして、放射性廃棄物から有用放射性同位元素を製造し、診断・創薬を含む医学利用に活用する研究や、放射線イメージング技術の画像診断技術等への応用に関する研究 等

⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信

- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故及び廃炉、環境影響、復興等に関して国、地方公共団体、大学、企業等が保有する各種データ及び知識・教訓等の一元的・長期的な集積や、風評払拭に向けた効果的な情報発信手法、リスクコミュニケーション等に関する社会科学研究 等